

令和4年度「地域間連携・交流イベント助成事業」実施要領

1 本事業の趣旨

この事業は、中部広域圏（中部広域圏とは、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村、以上9つの関係市町村を言います。）の個性豊かな地域特性をすべて「資源」として捉え、それらを有機的に連携させ、50万人都市圏にふさわしい中部広域圏の活性化に繋げていくことをめざし、中部広域圏内で連携・交流を行うイベントに対して助成する事業です。

2 本事業の対象

「中部広域圏の一体性を高め、広域的な地域づくりの推進に寄与するためのイベント」を対象とします。

※中部広域圏の団体等が連携して行うイベントの掘り起し等が課題となっています。

3 助成イベントの実施期間

事業は原則として、助成決定のあった日から令和5年2月末日までに完了するものとします。

4 関係市町村の募集期間

関係市町村での告知日から令和4年10月7日（金）

※なお、関係市町村によって締切日が変更となる場合があります。

5 助成対象イベント

(1) 関係市町村の団体が連携して行うイベント、もしくは交流できるイベント

(2) 関係市町村の住民が主体的に交流できるイベント

※事業完了報告のとき、上記(1)(2)の連携・交流の実績及び効果をアンケートなどで分析・検証した資料の提出してください。

6 助成の対象団体等

(1) 関係市町村

(2) 関係市町村が推薦する団体

7 助成額

(1) 関係市町村1市町村あたり21万円以内です。

※活用例：1イベントあたり7万円×3団体（合計21万円以内）の申請（活用）も可能です。

(2) 複数の関係市町村が連携して開催する助成イベント又は複数の関係市町村から推薦を受けた団体が実施する助成イベントに関しては、各市町村に交付する助成額を合算し助成を受けることができます。

※活用例：A市とB町とC村の3市町村で連携して行うイベントに対する助成金は最大で63万円となります。

(3) 助成金の額は、助成対象経費合計額又は助成金額交付決定額のうちいずれか低い金額を上限とし交付します。

(4) 国や県、市等の助成金等と本組合助成金を併用する場合は、他の助成金等との合計額が助成イベント事業費を超えない範囲で助成を認めます。

(5) 寄付や協賛金、広告等の助成イベントに係る収入があり、その収入額が当初予算を

超え余剰金が出た場合、余剰金を差し引いた額を交付します。

8 助成対象団体の推薦及び報告日：令和4年11月4日（金）まで

9 本事業の流れ 別紙「助成スケジュール」参照

10 申請時の提出書類

(1) 市町村が申請する場合の提出書類

- ① 地域間連携・交流イベント助成事業助成金交付申請書（実施要綱第3号様式）
- ② 事業計画書（実施要綱第4-1号様式）
- ③ 収支予算書（実施要綱第4-2号様式）

(2) 助成対象団体が市町村から推薦を受け、申請する場合の提出書類

次の①～⑥を関係市町村へ提出し、推薦を受けてください。その後、申請書類一式に推薦書を添付し中部広域市町村圏事務組合へ提出してください。

- ① 各市町村長あての推薦依頼書（実施要綱第1号様式）
- ② 事業計画書（実施要綱第4-1号様式）
- ③ 収支予算書（実施要綱第4-2号様式）
- ④ 団体概要（A4サイズ）
- ⑤ 定款または規約（会則）
- ⑥ 会員名簿（イベントを実際に行う会員が5名以上確認できるもの）

11 イベントの周知

中部広域市町村圏事務組合ウェブサイトにてイベントを周知しますので、イベント周知媒体（チラシ、ウェブページ等）を作成した場合は、中部広域市町村圏事務組合へ提出してください。

12 完了報告書の提出及び提出書類

事業完了報告書は、イベント終了後30日以内又は令和5年3月15日（水）のいずれか早い日までに提出してください。完了報告は推薦を受けた市町村の確認を受けた後に提出してください。不明な点については、事務局へお問い合わせください。

(1) 完了報告で提出する書類

- ① 地域間連携・交流イベント助成事業助成金交付請求書（実施要綱第9号様式）
- ② 地域間連携・交流イベント助成事業完了報告書（実施要綱第10-1号様式）
- ③ 実績報告書（実施要綱第10-2号様式）
- ④ 収支決算書（実施要綱第10-3号様式）
- ⑤ 助成金充当経費の支出内容を証する書類（領収書や支出伝票等）の写し
- ⑥ ポスター、パンフレット、チラシ、看板、冊子等の写し（特別後援名義が確認できるもの）
- ⑦ イベントの様子が分かる写真、新聞記事など
※写真や新聞記事は、電子データ（電子メール又はCD-R等）でも提出してください。
- ⑧ 地域間連携・交流の効果のわかる資料（アンケート等の集計結果及びその結果分析を行った書類等）

※アンケートへは地域間で連携が図れたかどうかの質問を必ず入れ込むこと。

13 助成金の申請窓口：最寄りの窓口へお問い合わせください。

| 窓口となる関係市町村 | 住所 | 電話番号 |
|---------------------|-----------------|--------------|
| 沖 縄 市 役 所 政 策 企 画 課 | 沖縄市仲宗根町26番1号 | 098-939-1212 |
| うるま市役所企画政策課 | うるま市みどり町1丁目1番1号 | 098-973-5005 |
| 宜野湾市役所企画政策課 | 宜野湾市野嵩1丁目1番1号 | 098-893-4411 |
| 北谷町役場企画財政課 | 北谷町字桑江226番地 | 098-936-1234 |
| 嘉手納町役場企画財政課 | 嘉手納町嘉手納588番地 | 098-956-1111 |
| 西原町役場企画財政課 | 西原町与那城140番地の1 | 098-945-4533 |
| 読谷村役場企画政策課 | 読谷村字座喜味2901番地 | 098-982-9205 |
| 北中城村役場企画振興課 | 北中城村字喜舎場426番2号 | 098-935-2233 |
| 中城村役場企画課 | 中城村字当間585番地1 | 098-895-2131 |

14 その他：この要領に定めるもののほか地域間連携・交流イベント助成事業実施要綱の定めによるものとします。

15 お問い合わせ：中部広域市町村圏事務組合 総務課広域事業係 担当：伊佐、桑江
電話：098-929-1685 FAX：098-934-7470 E-mail：info@chubukouiki-okinawa.jp

助成スケジュール

○市町村以外の助成を希望する団体

関係市町村へ推薦依頼

市町村募集締切日

令和4年10月7日(金)

※原則としてイベント開催日2か月前までに申し込んでください。

市町村以外の助成を希望する団体は、推薦依頼書に、事業計画書、収支予算書を添えて市町村窓口へ提出し、推薦を受けてください。

※関係市町村の周知方法及び周知開始によって、締切日変更の可能性があります。市町村窓口へお尋ねください。

○各団体共通

① 申請

締切日

令和4年11月4日(金)

助成事業を希望する団体は、申請書に事業計画書、収支予算書を添えて中部広域市藤村圏事務組合へ提出します。

市町村以外の団体については、関係市町村から交付された推薦書も添付してください。

②助成決定通知

交付申請書收受後随時

イベントの計画内容について審査後、本組合から助成金交付の決定が通知されます。なお、助成金は交付決定額の10分の8以内の概算払いができますので、本組合へご相談ください。

③イベントの実施

事業計画書の実施日に基づき実施

助成するイベントに係るポスター、パンフレット、チラシ、看板、冊子等には、必ず特別後援として中部広域市町村圏事務組合を表示してください。

※チラシ等を作成しましたら、本組合へデータをお送りください。ウェブサイトにて広報します。

④イベントの完了報告
及び助成金交付請求

原則事業完了後30日以内

事業完了後、30日以内又は令和5年3月15日(水)までに、助成金交付請求書と実施要綱に示す完了報告資料を提出してください。

※収支決算書に係る領収書などは支出項目別に整理して提出してください。

⑤助成金交付

事業計画書の実施日に基づき実施

本組合にて実績報告、収支決算書及びその他資料の検査後、助成金を交付します。なお、助成対象団体は、会計帳簿その他の証拠書類を5年間保存してください。